

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表三(一) 平二十四・一・十以後終了事業年度分

御注意

「14」欄には、「13」欄がマイナスであるときは、「9」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「38」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「36」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算		積立金基準額の計算		留保金額に対する税額の計算	
留保所得金額 (別表四「46の②」+連結法人間配当等の 当期支払額-連結法人間配当等の 当期受取額)	1	期末資本金の額又は出資金の額	8	円定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	
前期末配当等の額 (前期の(3))	2	同上の25%相当額	9	所得金額総計 (別表四「37の①」)	15
当期末配当等の額	3	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)-(2)	10	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」又は「29」から連結法人 間配当等の額に係る金額を除いた金額)	16
法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外 書」-「11」-「44」)	4	期中増減	11	外国子会社等から受ける剰余金 の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の四)「17の計」)	17
住民税額の計算 住民税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」- 「11」-「43」-別表六(十)「23」-別表六(十一) 「23」-別表六(十二)「22」-別表六(十五) 「32」-別表六(十八)「24」-別表六(十九) 「22」-別表六(二十二)「21」-別表六(二十六 の二)「24」-別表六(二十六の三)「9」)	5	適格合併等により 増加した利益積立金額	12	受贈益の益金不算入額 (別表四「18」)	18
住民税額 (5)×20.7%	6	適格分割型分割等により 減少した利益積立金額	12	法人税額の還付金等(過誤納及び 中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「21」及び益金不算入附帯税 (利子税を除く。)の受取額)	19
当期留保金額 (1)+(2)-(3)-(4)-(6)	7	期末利益積立金額 (10)+(11)-(12)	13	新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十四「42」)	20
		積立金基準額 (9)-(13)	14	対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(五)「19」)	21
				対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(五)「20」又は「22」)	22
				沖繩の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	23
				国際戦略総合特別区域における指定 特定事業法人の所得の損金算入額 (別表十(二)「7」)	24
				国際戦略総合特別区域における指定 特定事業法人の所得の金額の益金算入額 (別表十(二)「9」)	25
				認定研究開発事業法人等の 所得の金額の損金算入額 (別表十(三)「7」)	26
				認定研究開発事業法人等の 所得の金額の益金算入額 (別表十(三)「9」)	27
				収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(八)「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)	28
				肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(九)「22」)	29
				課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二の二)「35」)	30
				課税対象留保金額等の益金算入額 (別表十七(二)「40」+別表十七(三)「35」 +別表十七(三の二)「22」)	31
				所得等の金額 (16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)-(23)+ (24)+(25)-(26)+(27)-(28)+(29)+(30)+(31)-(32)	32
				所得基準額 (33)×40%	33
				留保控除額 (14)、(15)又は(34)のいずれか多い金額)	34
				課税留保金額 (7)-(35)	35
				計 (41)+(42)+(43)	36 000
留保金額に対する税額の計算					
課税留保金額			税額		
年3,000万円相当額以下の金額 (36)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額)	37	円 000	(37)の10%相当額	41	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (36)-(37)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(37))のいずれ か少ない金額)	38	000	(38)の15%相当額	42	
年1億円相当額を超える金額 (36)-(37)-(38)	39	000	(39)の20%相当額	43	
計(36) (37)+(38)+(39)	40	000		44	